

インシデントレポートの改善策が 争点とされた事例

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山下 洋一郎

1 はじめに

患者の転倒事故について、インシデントレポートに記載した改善策が患者側の主張に使われた事例を紹介します。

2 事案

86歳の患者Aさん（女性）は、アルツハイマー型認知症があり、発熱等の症状でB病院に緊急入院しました。1か月前にも施設内で転倒したことからB病院に入院し、ひとりで病室の外に出たこともありましたので、今回は体幹ベルトと両手ミトンをしました。

入院3日目の午後2時32分に、体幹ベルトを抜け出し、ベッド柵から身体を乗り出していたので、Aさんをナースステーションの横の部屋に移室させました。しかし、同日午後6時5分に音がして訪室したところ、ベッド柵がはずされていて、転倒しているところを発見されました。大腿骨頸部骨折でした。患者側は、B病院に対して、1536万円余の損害賠償請求の訴訟を提起しましたが、病院側の過失として主張した内容は、担当看護師がインシデントレポートに記載した改善策に依拠したものでした。改善

策として、センサー等も考慮できるとよかった、車椅子に移乗して共に行動することも考慮できるとよかった等の記載があります。患者側は、常時適切に見守りを行う義務、午後5時から6時のナースステーションが不在になる時間帯は車椅子に移乗させて共に行動する義務、離床センサーを設置する義務、最後には身体拘束を行う義務があるが、これに違反したと主張しました。

3 裁判所の判断

東京地方裁判所は、患者の様子が観察できる部屋に移室させている、5時4分と5時30分に訪室している、ベッド柵をはずすことは予見できなかった、4名の看護師で40名の入院患者に対応して検温や血糖値の測定・配膳等を行う時間帯にひとりの患者を常時見守ることは困難である、車椅子に移乗させて共に行動することも困難である等として、看護師に転倒転落防止措置義務違反はないと判断しました。そして、インシデントレポートの記述については、「転倒の発生後、これを防ぎ得た可能性を後方視的に検討した際に作成されたもの」であり、その記載があることで、注意義務違反がないことの判断を左右しない、としました（R4.1.14判決）。

4 まとめ

インシデントレポートに改善策を書くと過誤を認めたことになるのではないかと思いがちですが、裁判所は、それにとらわれることなく冷静に事実認定を行います。インシデントレポートはあくまでも将来に向けての方策ですので、記載をためらう必要はありません。

本事案でも、観察しやすい部屋に移したこと、5時台に2回訪室したこと（その記録があること）等、可能なことを行っていたことが裁判所の事実認定に結び付いたものと考えます。



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242